

## 内部監査基本規程 ——アシュアランス成功への青写真

内部監査人協会（IIA）

訳：堺 咲子

内部監査人協会（IIA）専門職資格審議会 委員  
インフィニティコンサルティング 代表  
CIA, CCSA, CFSA, CRMA, CPA (USA)

### 序

あらゆる組織体が直面する最大の課題の1つは、効率的かつ効果的なリスク・マネジメント、つまり、組織体の強みに対するリスクを活用または低減するように設計された方針とプロセスを確実にすることである。これがうまく行われている場合、内部監査は組織体の価値を保全し高めるといった役割の一部として、リスク・マネジメントに対するアシュアランスを提供する。

内部監査が最高水準で業務を行うためには、統治機関および経営管理者からの明確に定義され表現された指示がなければならない。これは、適切に構成された内部監査基本規程があれば、最も容易に実現する。

### 内部監査人協会（IIA）の見解

あらゆる組織体は、内部監査から恩恵を受けることができ、内部監査基本規程は、内部監査部門の成功に不可欠である（IIA「基準」1000）。内部監査基本規程は、統治機関と監査委員会（統治機関）の両方、またはいずれかによって承認され、経営管理者によって合意された正式な文書である。内部監査基本規程は、少なくとも次の事項を定めなければならない。

- 組織体内での内部監査の目的。
- 内部監査の権限。
- 内部監査の責任。
- 組織体内での内部監査の地位。

IIAは内部監査基本規程のモデルを作成しており、IIA会員はIIAのウェブサイト<sup>1</sup>から8つの言語で入手することができる。

<sup>1</sup> 訳注：日本語版は、以下のウェブサイトの他、日本内部監査協会ウェブサイト内の会員サイトからも入手できる。  
<https://global.theiia.org/standards-guidance/recommended-guidance/Pages/Model-Internal-Audit-Activity-Charter.aspx>

**重要なポイント**

内部監査基本規程は、内部監査の成功に不可欠であり、統治機関が毎年見直すべきである。

内部監査基本規程は、統治機関が承認し、最高経営者が合意すべきである。

内部監査基本規程は、IIAの「基準」に適合するように、少なくとも内部監査の目的と使命、権限、責任、独立した報告関係、範囲、および要件を含むべきである。

内部監査基本規程は、内部監査部門が内部監査部門の品質を評価し報告する方法に関する詳細を含むべきである。

内部監査基本規程は、内部監査の運営方法の青写真を示し、さらに、統治機関に対して内部監査の独立性の価値を明確に示すことができる。

**内部監査基本規程が重要な理由**

内部監査基本規程は、内部監査の運営方法の青写真を組織体に示し、さらに、統治機関に対して内部監査の独立性の価値を明確に示すのに役立つ。

理想的には、内部監査基本規程は、内部監査部門長（CAE）が職務上は統治機関（またはガバナンスを担当する機関）へ直属し、部門運営上は経営幹部に直属すると定めることにより、内部監査の独立性を裏付けるCAEの指示・報告経路を確立する。また、内部監査基本規程は、内部監査部門が業務を遂行するために必要な権限、例えば、内部監査業務の実施に関連する記録、人および物的財産に対する自由なアクセスについても規定する。

内部監査は、金融サービスから化学製造や政府機関に至るまで、あらゆる業界で運営す

る可能性があるため、内部監査基本規程は組織体固有のニーズに合わせて内部監査活動の範囲を具体的に定義することを認めている。

内部監査基本規程は、必要に応じて非常に詳細に、内部監査が実施する業務と、その業務を遂行するために最高経営者および統治機関から受ける支援を規定することができる。最後に、内部監査基本規程は、内部監査部門の有効性を測定するための基準点としての役割を果たす。

**内部監査基本規程に不可欠な要素**

IIAは、内部監査部門の全般的な強さと有効性を支える7つの重要な要素を特定しており、それらは内部監査基本規程に盛り込まれるべきである。これらすべての要素が盛り込まれていない内部監査基本規程もあるが、内部監査基本規程に盛り込まれない要素は、内部監査基本規程を弱め、最終的には内部監査部門を弱体化させる恐れがある。

■ 使命と目的

- 内部監査の**使命**は、リスク・ベースで客観的な、アシュアランス、助言および洞察を提供することにより、組織体の価値を高め、保全することである。
- 内部監査の**目的**は、組織体に価値を付加し組織体の運営を改善するための、独立にして、客観的な、アシュアランス業務およびコンサルティング業務を提供することである。

■ 「内部監査の専門職的实施の国際基準」

- 内部監査部門は、IIAの「専門職的实施の国際フレームワーク（IPPF）」の必須の構成要素（「基準」、「内部監査の専門職的实施の基本原則」、「内部監査の定義」および「倫理綱要」を含む）を遵守することにより自らを律する。

■ 権限—内部監査基本規程は、以下を含むべきである。

- 組織体におけるC A Eの職務上および部門運営上の直属関係。
- 内部監査部門が職責を果たすのに十分な権限を確立、維持および確保するために、統治機関が次の事項を行うこと。
  - ・ 内部監査基本規程の承認。
  - ・ タイムリーでリスク・ベースの機動的な内部監査計画の承認。
  - ・ 内部監査の予算および資源計画の承認。
  - ・ 内部監査計画と比較した業務遂行状況についての、C A Eからのタイムリーな伝達の受領。
  - ・ C A Eの任免に関する決定を最終的に承認することに関する議論への積極的な参加。
  - ・ C A Eの報酬を最終的に承認することに関する議論への積極的な参加。
  - ・ 不適切な監査範囲や監査資源の制約が存在するか否かについて判断するための、経営管理者およびC A Eへの適切な質問。
  - ・ C A Eが経営管理者の同席なしに統治機関と制約なく面会して、直接意思疎通を図れることの承認。
  - ・ 内部監査部門があらゆる業務を遂行する際に、すべての部門、記録、財産および人に、自由かつ制約なくアクセスする権限の承認。ただし、秘密の保持ならびに記録および情報の保全に対するアカウントビリティを伴う。

■ 独立性と客観性—内部監査基本規程は、以下を含むべきである。

- C A Eは、内部監査部門が公正不偏な仕方での職責を果たす能力を脅かすいかなる状態も存在しないことを確実にすること。独立性または客観

性が事実として、または外観として損なわれた場合、C A Eは損なわれた状態の詳細を適切な関係者に開示すること。

- 内部監査部門は、監査対象のいかなる活動や部門についても、直接の業務運営上の責任や権限を持たないこと。
  - C A Eが内部監査以外の役割や職責を有する場合、または有することが見込まれる場合には、独立性や客観性の侵害を限定するための対応措置を講じること。
  - C A Eは、少なくとも年に1回、内部監査部門の独立性について統治機関に報告する必要があること。
- 内部監査の活動の範囲—内部監査基本規程は、以下を含むべきである。
- 内部監査の活動の範囲には、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの妥当性と有効性について独立した評価を提供することを目的として証拠を客観的に検証することを含むが、ただしこれに限らないこと。
  - C A Eは、内部監査部門、および内部監査部門が実施した業務の結果について、最高経営者および統治機関に定期的に報告すること。

■ 責任—内部監査基本規程は、以下を含むべきである。

- 以下に対する責任を負うこと。
  - ・ 少なくとも年に1回、リスク・ベースの内部監査計画の提出。
  - ・ 監査資源の制約による内部監査計画への影響について、最高経営者および統治機関への伝達。
  - ・ 能力とスキルに関して、内部監査部門による適切な資源の利用の確保。
  - ・ 職務を遂行するための、適切な内部監査部門の管理。

- ・ I I Aの「基準」への適合性の確保。
  - ・ 内部監査業務の結果の伝達、および合意した是正措置のフォローアップ。
  - ・ 他のアシュアランス提供者との調整。
- 品質のアシュアランスと改善のプログラム—内部監査基本規程は、以下を含むべきである。
- 内部監査部門は、I I Aの「基準」への適合性の評価を含む内部監査部門のあらゆる側面を網羅する、品質のアシュアランスと改善のプログラムを維持すること。
  - C A Eは、品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果を定期的に最高経営者および統治機関に報告し、少なくとも5年に1回、内部監査部門の外部評価を受ける必要があること。

#### 5つの質問

ステークホルダーは、組織体における内部監査の役割について明確なメッセージを送らなければならない。

ステークホルダーが尋ねるべき5つの重要な質問は、次のとおりである。

1. 統治機関は、内部監査部門の目的と使命、範囲、権限、責任、指示・報告関係を定めた内部監査基本規程を作成しているか？
2. 内部監査基本規程は、C A Eの独立性と客観性を可能にするような指示・報告関係を確立することについて述べているか？
3. 内部監査基本規程は、内部監査業務を遂行するために必要な範囲で、すべて

の記録と人へ完全かつ自由なアクセスを行う内部監査の権利を明確に定めているか？

4. 内部監査基本規程は、C A Eの責任を明確に定めているか？
5. 内部監査基本規程は、I I Aの内部監査の国際基準への適合を求めることに加えて、内部監査部門が自らの有効性について報告することも求めているか？

内部監査基本規程は、内部監査の運営方法の青写真を示し、さらに、統治機関に対して内部監査の独立性の価値を明確に示すことができる。

#### 結論

内部監査基本規程は最高経営者および統治機関に、C A Eおよび内部監査部門が組織体内で自らの役割を効果的に遂行できるようにするための重要な取締役会方針文書として捉えられるべきである。内部監査基本規程は、組織体内のリスク管理者間、およびリスク・マネジメント・プロセスにおける内部監査の役割のステークホルダー間に明確さを示し、また、ステークホルダーが組織体に対する内部監査の価値を活用できるようにし測定するのに役立つ。

#### 著作権

本著作物の著作権はI I Aにある。無断複写・複製・転載を禁じる。